

仙台市における「消費生活セミナー」の開催について

令和 5 年 5 月 1 日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

公正取引委員会は、独占禁止法及び景品表示法の運用を通じ、良質・廉価で多様な商品・サービスを一般消費者が自主的に選択することができるよう努めています。

また、独占禁止法及び景品表示法の普及・啓発活動を通じ、事業者の事業活動・広告活動等に対する一般消費者の厳しい目を育て、違反行為の未然防止につなげることを目的として、一般消費者を対象とした「消費生活セミナー」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、同セミナーの開催依頼を受け、下記のとおり実施することとしました。

記

- 1 実施日時 令和5年5月10日（水）10：15～11：00
- 2 場 所 仙台市七郷市民センター 体育館
（仙台市若林区荒井三丁目7番地の2）
- 3 対 象 者 仙台市七郷市民センター主催「七郷老壮大学」（※）受講者 約90名
- 4 講 師 公正取引委員会事務総局東北事務所 取引課長 大吉 規之
- 5 内 容 私たちの暮らしと独占禁止法・景品表示法（別紙参照）

※ 今回の消費生活セミナーは、講演中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。

御希望の報道機関におかれましては、令和5年5月9日（水）正午までに以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

※ 七郷老壮大学は、仙台市七郷地域の高齢者の学び・交流の場として開講されている学習講座です。今回の消費生活セミナーは令和5年度の開講式に合わせて実施するものです。

（七郷老壮大学ホームページ）



<https://www.sendai-shimincenter.jp/wakabayashi/shichigo/kouza/annai/hmmr2n000009uxe0.html>

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 東北事務所 取引課

（東北事務所 HP）

電話 022-225-7096（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/



消費生活セミナー

— 私たちの暮らしと独占禁止法・景品表示法 —

消費生活セミナーとは？

- ✓ 公正な“競争”がなくなると暮らしが危ない！
～身近な事例で学ぶ暮らしと独占禁止法～
- ✓ “誇大広告”や“ウソつき広告”の
最新事例を紹介！
- ✓ 広告を見るときに気を付けることは？

シミュレーションゲームやクイズを交え、
独占禁止法・景品表示法について
消費者の方に**分かりやすく**説明します

消費者団体や生涯学習講座
からの依頼を受け、
無料で職員を派遣しています



目的

企業の事業活動・広告活動に対する
消費者の厳しい目を育て、
違反行為の未然防止につなげています

今回の開催概要

日時 令和5年5月10日（水）
10:15～11:00

場所 七郷市民センター 体育館
（仙台市若林区荒井三丁目7番地の2）

対象 七郷市民センター主催
「七郷老壮大学」 受講者 約90名

講師 取引課長 大吉規之

※講演中の撮影、傍聴取材が可能です。

七郷老壮大学

- 七郷地域の高齢者の学び・交流の場。
- 今回のセミナーは令和5年度の
開講式に併せて実施。
- 七郷老壮大学での
消費生活セミナーは
初開催！

HP



公正取引委員会東北事務所 取引課

 **022-225-7096**（取材お問い合わせ先）

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

✉ touhoku_torihiki0001@jftc.go.jp

